

許可期間の延長について (申請者向け)

1. 許可期間延長の概要
2. 既に許可を受けている車両に関する手続き
3. 新たに許可を申請する車両に関する手続き
4. その他

※19/9/24以降の主な変更点・留意事項を青字斜体の文字で記載



国土交通省

平成31年 4月 1日作成
令和元年 9月18日更新
関東地方整備局

1. 許可の有効期間の延長について

特殊車両通行許可について、事業者における許可の申請の事務負担の軽減と許可事務の迅速化を図るため、平成31年4月1日より、当面の間、一定の要件を満たす優良事業者の車両について、許可の有効期間を、これまでの最大2年間から4年間（超重量・超寸法車両はこれまでの最大1年間から2年間）へと延長します。

対象となる優良事業者の車両の要件は、以下のとおりです。

- ① 業務支援用ETC2.0車載器を搭載し、登録を受けた車両であること
ー 登録は申請支援システムより行うことができます。
- ② 違反履歴のない事業者の車両であること
ー 当面の間、過去2年以内に違反（過積載による警告等）の履歴が存在しないことが必要です。
- ③ Gマーク認定事業所に所属する車両であること

平成31年4月1日以降、以上の要件を満たす全ての車両※の許可が対象となります。

※既に、これまでの2年間又は1年間以内の有効期間で許可を受けている車両については、新たに登録の手続きが必要です。

（登録、許可申請の際の手続きについては次ページ以降で説明します。）

(参考)車両ごとの有効期間の区分

区分	許可期間	
	優良事業者	その他
寸法又は重量が一定の基準（右記別表参照）に掲げる数値のいずれかを超える諸元の車両（道路運送法による一般旅客自動車運送事業の用に供する車両を除く）	2年以内	1年以内
上記以外の車両	4年以内	2年以内

車両の通行の制限について（昭和五三年一二月一日 建設省道交発第九六号）道路局長通達

1 寸法

幅	3.5m	
高さ	4.3m	
長さ	単 車	
	連結車	16.0m
		17.0m ※1、※2、※3
		フルトレーラ 21.0m※4
長さ	ダブルス	
	21.0m	

2 重量

単 車

最遠軸距 d (m)	軸 重 配 分 比 α															
	2.7 以下	2.8	2.9	3.0	3.1	3.2	3.3	3.4	3.5	3.6	3.7	3.8	3.9	4.0 以上		
3.0≦d<3.5	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8
3.5≦d<4.0	27.2	27.2	27.3	27.3	27.4	27.5	27.5	27.6	27.7	27.7	27.7	27.7	27.7	27.7	27.7	27.7
4.0≦d<4.5	27.7	27.8	27.9	28.0	28.1	28.3	28.4	28.6	28.7	28.7	28.7	28.8	28.8	28.8	28.8	28.8
4.5≦d<5.0	28.1	28.3	28.5	28.7	28.9	29.1	29.3	29.6	29.7	29.8	29.8	30.0	30.0	30.1	30.1	30.1
5.0≦d<5.5	28.4	28.8	29.1	29.4	29.6	30.0	30.2	30.5	30.8	30.9	31.0	31.2	31.3	31.4	31.4	31.4
5.5≦d<6.0	28.8	29.2	29.6	30.1	30.4	30.8	31.1	31.5	31.8	31.9	32.1	32.3	32.5	32.6	32.6	32.6
6.0≦d<6.5	29.2	29.7	30.2	30.8	31.2	31.6	32.0	32.4	32.8	33.0	33.2	33.5	33.7	33.9	33.9	33.9
6.5≦d<7.0	29.5	30.2	30.8	31.4	31.9	32.4	32.8	33.4	33.8	34.1	34.3	34.7	34.9	35.2	35.2	35.2
7.0≦d<7.5	29.9	30.7	31.4	32.1	32.7	33.3	33.7	34.3	34.9	35.2	35.5	35.9	36.2	36.5	36.5	36.5
7.5≦d<8.0	30.2	31.1	31.9	32.8	33.4	34.1	34.6	35.3	35.9	36.2	36.6	37.0	37.4	37.7	37.7	37.7
8.0≦d<8.5	30.6	31.6	32.5	33.5	34.2	34.9	35.5	36.2	36.9	37.3	37.7	38.2	38.6	39.0	39.0	39.0
8.5≦d<9.0	30.8	31.9	32.9	34.0	34.7	35.4	36.1	36.8	37.5	37.9	38.3	38.7	39.1	39.5	39.5	39.5
9.0≦d<9.5	31.1	32.3	33.4	34.6	35.3	36.0	36.7	37.4	38.1	38.5	38.8	39.3	39.7	40.1	40.1	40.1
9.5≦d<10.0	31.3	32.6	33.8	35.1	35.8	36.5	37.2	37.9	38.6	39.0	39.4	39.8	40.2	40.6	40.6	40.6
10.0≦d	31.5	32.9	34.2	35.6	36.3	37.0	37.8	38.5	39.2	39.6	40.0	40.3	40.7	41.1	41.1	41.1

セミトレーラ

最遠軸距 d (m)	軸 重 配 分 比 α										
	3.4 以下	3.5	3.6	3.7	3.8	3.9	4.0	4.1	4.2	4.3	以上
7.0≦d<7.5	30.0	30.4	30.7	31.1	31.4	31.8	32.3	32.7	33.1	33.4	33.7
7.5≦d<8.0	31.1	31.6	31.9	32.4	32.7	33.2	33.8	34.2	34.7	35.1	35.5
8.0≦d<8.5	32.3	32.8	33.2	33.7	34.1	34.6	35.2	35.7	36.3	36.7	37.1
8.5≦d<9.0	33.4	33.9	34.4	34.9	35.4	36.0	36.7	37.2	37.8	38.3	38.8
9.0≦d<9.5	34.5	35.1	35.6	36.2	36.7	37.4	38.1	38.8	39.4	40.0	40.6
9.5≦d<10.0	35.7	36.3	36.9	37.5	38.1	38.8	39.6	40.3	41.0	41.7	42.4
10.0≦d<10.5	36.8	37.5	38.1	38.8	39.4	40.2	41.0	41.8	42.6	43.4	44.2
10.5≦d<11.0	37.6	38.3	38.9	39.7	40.3	41.1	41.9	42.7	43.5	44.3	45.1
11.0≦d<11.5	38.3	39.1	39.7	40.5	41.2	42.3	42.8	43.5	44.3	45.1	45.9
11.5≦d<12.0	39.1	39.8	40.5	41.4	42.0	42.8	43.6	44.4	45.2	46.0	46.8
12.0≦d<12.5	39.8	40.6	41.1	42.2	42.9	43.7	44.5	45.3	46.1	46.9	47.7
12.5≦d<13.0	40.6	41.4	42.2	43.1	43.8	44.6	45.4	46.1	46.9	47.7	48.5
13.0≦d<13.5	41.3	42.2	43.0	43.9	44.7	45.5	46.3	47.0	47.8	48.6	49.4
13.5≦d<14.0	41.3	42.2	43.1	44.0	44.9	45.7	46.5	47.3	48.1	48.9	49.7
14.0≦d<14.5	41.3	42.3	43.2	44.2	45.1	45.9	46.7	47.5	48.3	49.1	49.9
14.5≦d<15.0	41.3	42.3	43.3	44.3	45.2	46.1	46.9	47.8	48.6	49.5	50.3
15.0≦d	41.3	42.3	43.4	44.4	45.4	46.3	47.1	48.0	48.8	49.7	50.6

- ※1 連結けん引車の後軸の駆動中心から車体の後面までの長さが8メートル以上4.2メートル以下の車両にあっては18メートル、3.2メートル以上3.8メートル未満の車両にあっては17.8メートル。
- ※2 貨物をけん引車の車体の後方に出して積載する場合にあっては、けん引車の後軸の駆動中心から当該貨物の後端までの長さが3.8メートル以上4.2メートル以下の車両にあっては18メートル、3.2メートル以上3.8メートル未満の車両（自動車運送用セミトレーラ連結車を除く。）又は1.9メートル以上2.4メートル未満の自動車運送用セミトレーラ連結車にあっては17.8メートル。
- ただし、自動車運送用セミトレーラ連結車にあっては1.0mを超えて貨物を積み出して積載することはできない。
- ※3 セミトレーラをけん引するための自動車の運転席の中心が当該車両の後軸の車輪（複数軸を算えるものは最後軸の車輪）よりも後ろに載る車両にあっては21.0メートル。
- ※4 以下のいずれにも該当する車両にあっては22.0メートル
- ①自動車及びけん引車が1台のものであること
- ②積載に定めるところにより整備を受けた乗客専用型ITS車載器が設置されたものであること
- ③その主な通行経路が特定の路線化を図るべき区間として別に定める区間であるものであること
- （注）乗客専用型ITS車載器とは、7電波ビーコン380Hz帯専用型ITS車載器向けデータ形式に標準・規格書（一社）「道路運送車両整備規格（JIS）」に定める特定用途用（GPS付き乗客専用車載器及びITSスポットを用いた大型車両の走行経路確認システム）におけるITSスポット対応車載器をいう。

フルトレーラ

（含むダブルス）

最遠軸距 d (m)	重 量 (t)	15.0≦d<15.5	47.2
10.0≦d<10.5	35.0	15.5≦d<16.0	48.0
10.5≦d<11.0	36.2	16.0≦d<16.5	48.7
11.0≦d<11.5	37.4	16.5≦d<17.0	49.5
11.5≦d<12.0	38.7	17.0≦d<17.5	50.2
12.0≦d<12.5	39.9	17.5≦d<18.0	50.4
12.5≦d<13.0	41.1	18.0≦d<18.5	50.6
13.0≦d<13.5	42.3	18.5≦d<19.0	50.8
13.5≦d<14.0	43.5	19.0≦d<19.5	51.0
14.0≦d<14.5	44.8	19.5≦d<20.0	51.2
14.5≦d<15.0	46.0	20.0≦d	51.4

（注） 軸重配分比は、小数点以下第2位を四捨五入したものとす。

1. 必要となる手続きについて(概要)

既に許可を受けている車両

①ETC2.0の登録
(対象となる許可の特定、規約への同意等)

②違反履歴の確認

③Gマーク認定番号の届出

※全てシステム上の操作のみで可能。

※併せてトレーラの追加、経路の追加等を行いたいときは、別途許可(変更)の申請が必要となります。

(注) 2020年3月31日までに上記の手続きを行ってください。

新規申請時における一部運用を変更

新たに許可を申請する車両

①ETC2.0の登録
(規約への同意等)

②違反履歴の確認

③Gマーク認定証の写しの届出

※申請時に提出してください。

令和元年9月24日より、システム上で2年を超える
期間を選択することが可能となります。(最大4年)
⇒申請データ作成時に、通行期間を最大4年で設定して下さい。

2. 既に許可を受けている車両に関する手続き

既に許可を受けている車両に関する手続き

2. 既に許可を受けている車両に関する手続き

【留意点】

- ① 既存の許可証の期間延長は、2020年3月31日までに手続きして頂いたものに限られますので、ご注意ください。
- ② 許可データ更新のため、既存の許可の有効期限が終了する日の14日前までに手続きを完了させてください。
- ③ 新たな許可証は発行されませんので、通行の際は、既存の許可証とP8に記載される登録完了画面のキャプチャを携行してください。
※取締りの際には、上記の提示をお願いします。

2. 既に許可を受けている車両に関する手続き

申請支援システムにて既存許可の許可期間延長制度の利用登録(申し出)を行うことができます。

① 業務支援用ETC2.0車載器の登録と許可期間延長の利用登録

ー ETC2.0車載器の登録時に利用する制度の登録ができます。

② 延長の条件登録

ー 下記の条件を満たしている場合に許可期間を延長するための登録ができます。

●ETC2.0車載器(および利用制度)を登録していること

●違反履歴がないこと

●Gマーク認定事業所であること

登録内容をキャプチャし、通行の際に携行する必要があります。

2. 既に許可を受けている車両に関する手続き

【①】ETC2.0車載器の登録

申請支援システムへのログイン

ユーザーID
パスワード

[ID未登録はこちら](#)

① 申請支援システムにログイン

申請支援システム

申請データ作成

申請書作成状況一覧

個別協議状況一覧

経路図作成状況一覧

担当者変更

申請書提出

申請状況照会

ETC2.0車載器登録

② ETC2.0車載器登録を選択

ETC2.0車載器 利用登録

No	車両番号	車載器管理番号	ASL-ID	ETC2.0簡素化制度	ダブル連結トラック	許可期間延長	選択
1				☒	☒	☒	☒
2				☒	☐	☒	☒
3				☐	☒	☒	☒
4				☒	☒	☒	☒

③ 車両追加を選択

ETC2.0車載器 車両追加

車両番号

車載器管理番号 - -

④ 情報を入力し、追加を選択
※一度に20台まで登録可能

許可期間延長
利用規約

制度の利用規約

⑥ ETC2.0車載器利用制度
利用規約を確認する

ETC2.0車載器 利用登録

登録した車載器が追加される

ASL-ID	ETC2.0簡素化制度	ダブル連結トラック	許可期間延長	選択
	☒	☒	☒	☒
	☒	☐	☒	☒
3	☐	☒	☒	☐
4	☒	☒	☐	☐

⑤ 許可期間延長制度を利用する車載器の項目に✓を入れ、
利用制度の変更を選択

⑦ 許可期間制度の項目の
背景が赤色に変わる

ETC2.0車載器 利用登録

No	車両番号	車載器管理番号	ASL-ID	ETC2.0簡素化制度	ダブル連結トラック	許可期間延長	選択
1				☒	☒	☒	☒
2				☒	☐	☒	☒
3				☐	☒	☒	☐
4				☒	☒	☐	☐

⑧ 利用登録メッセージの表示

ETC2.0車載器 利用登録

以下の車両番号、車載器管理番号、ASL-IDに関し利用制度を登録しました。

No	車両番号	車載器管理番号	ASL-ID	ETC2.0簡素化制度	ダブル連結トラック	許可期間延長	選択
1				☒	☒	☒	☒
2				☒	☐	☒	☒
3				☐	☒	☒	☐
4				☒	☒	☐	☐

2. 既に許可を受けている車両に関する手続き

【②】延長の条件登録

申請支援システムへのログイン

ユーザーID
パスワード

ログイン クリア

ユーザーIDを登録

基本機能のみご利用

①
申請支援システムにログイン

申請支援システム

申請データ作成

申請書作成状況一覧

個別協議状況一覧

経路図作成状況一覧

担当者変更

申請書提出

申請状況照会

ETC2.0簡素化制度利用登録

延長申請条件登録

②
延長申請条件登録を選択

許可期間延長に必要な条件登録

許可期間の延長に必要な条件をみだしていれば以下にチェックを入れてください。

☐ ETC2.0車載器登録

☐ 違反履歴なし

☐ Gマーク取得事業者(認定証番号: 1234567 1)

延長する許可証の許可番号と許可日を入力してください。

許可番号: 事務所名 平成 31 年度 第 123456 号

許可日: 20190110 ※ 許可年月日をYYYYMMDDの形式で指定して下さい。

登録

リセット

前画面に戻る

事務所はプルダウンより選択

③
各種情報を入力し、
登録をクリック

[入力時の留意点]

- ・ Gマーク登録証番号は半角数字7桁+半角数字1桁
- ・ 許可番号は事務所(選択式)+年度+6桁半角数字
- ・ 許可日は半角数字8桁で入力
(例: 2019年1月10日 ⇒ 20190110)

登録完了

以下の内容で登録が完了しました。
この画面を印刷し、通行許可証とともに携行して下さい。

- ・ 登録日: 2019年4月1日
- ・ 延長対象の許可番号: 東国交特123456
- ・ ETC2.0車載器を延長対象の全車両に装着済み
- ・ 申請日から過去2年間の違反履歴なし
- ・ Gマーク認定証番号: 1234567-1

申請支援システムメニューへ戻る

登録内容確認画面

以下の情報を登録しますが、よろしいですか

- ・ 延長対象の許可番号: 東国交特123456
- ・ ETC2.0車載器を延長対象の全車両に装着済み
- ・ 申請日から過去2年間の違反履歴はありません
- ・ Gマークを取得済みの事業者です(登録証番号: 1234567-1)

登録

リセット

前画面へ戻る

ETC2.0車載器の登録がされていない場合や違反履歴が確認された場合は、延長出来ません。

④本画面のキャプチャを取得し、ドライバーが携行する

3. 新たに許可を申請する車両に関する手続き

新たに許可を申請する車両に関する手続き

3. 新たに許可を申請する車両に関する手続き

【留意点】

- ① 包括申請では、申請する全ての車両が許可期間延長の条件を満たす必要があります。
- ② 申請者名はGマーク認定事業所名と同一である必要があります。

①について

包括申請（一の申請で複数の車両の申請を行うもの）において、1台でも条件を満たさない車両がある場合は、許可期間延長が認められません。

（業務支援用ETC2.0車載器が未登録等）

②について

Gマーク認定事業所名「〇〇運輸 × × 支社」の車両で許可期間延長申請を行う場合は、申請者名を「〇〇運輸 × × 支社」としてください。

（変更申請、更新申請についても同様とします）

※システム改修に伴い、申請書作成状況一覧の許可期間延長のメッセージが表示された「申請書作成状況一覧画面のキャプチャ」の提出は不要になります。

3. 新たに許可を申請する車両に関する手続き

許可期間延長制度を利用した新規の申請を行うためには以下の手順が必要です。(超重量・超寸法の車両の場合は2年を1年に、4年を2年に読み替えてください。)

① 業務支援用ETC2.0車載器の登録

② 許可期間が4年の申請書を作成

ー申請支援システムにて申請書入力時に通行期間を(2年⇒)4年とする。

③ 許可期間が4年の申請が可能であることを確認

ー申請書作成状況一覧で確認を行い、
許可期間の延長が認められるかを確認してください。

(9/24以降は画面キャプチャの取得は不要です。)

④ 申請書を提出する

ー下記の書類を添付する。

- ~~③で取得した画面キャプチャ(提出不要)~~
- Gマーク認定証の写し

申請書作成状況一覧

申請書 申請データをダウンロードする場合は、それぞれ「ダウンロード」ボタンを押して下さい。
 要再作成となっている場合、メッセージ内容を確認し、申請書を再度作成して下さい。
 予約を取り消す場合は、「キャンセル」ボタンを押して下さい。
 申請書の確認を行う場合は、申請データを一度ダウンロードし、「申請データの算定」ボタンを押して下さい。
 申請データを国土交通事務所に提出する場合は、提出ボタンを押して下さい。

申請書・申請データの保存期間は35日です。作成完了から35日で削除されますので、提出後は「ダウンロード」ボタンでデータをダウンロードしてください。

申請番号	申請書作成予約 完了日時	作成状況	作成完了日時	メッセージ	操作
0000100079	平成31年03月11日 14時19分	作成完了	平成31年03月11日 14時19分	ETC2.0の登録及び違反履歴の確認の結果、許可期間延長申請が可能です。 許可期間延長申請のため、「Gマーク認定証の写し」を添付してください。	申請書 ダウンロード 申請データ ダウンロード 算定結果 ダウンロード

提出不要

3. 新たに許可を申請する車両に関する手続き

【①】ETC2.0車載器の登録

申請支援システムへのログイン

ユーザーID
パスワード

[ID未登録はこちら](#)

① 申請支援システムにログイン

申請支援システム

- 申請データ作成
- 申請書作成状況一覧
- 個別協議状況一覧
- 経路図作成状況一覧
- 担当者変更
- 申請書提出
- 申請状況照会
- ETC2.0車載器登録**

② ETC2.0車載器登録を選択

ETC2.0車載器 利用登録

No	車両番号	車載器管理番号	ASL-ID	ETC2.0簡素化制度	ダブル連結トラック	許可期間延長	選択
1				☒	☒	☒	☒
2				☒	☐	☒	☒
3				☐	☒	☒	☒
4				☒	☒	☐	☐

③ 車両追加を選択

ETC2.0車載器 車両追加

車両番号

車載器管理番号 - -

④ 情報を入力し、追加を選択
※一度に20台まで登録可能

許可期間延長 利用規約

制度の利用規約

⑥ ETC2.0車載器利用制度 利用規約を確認する

ETC2.0車載器 利用登録

登録した車載器が追加される

ASL-ID	ETC2.0簡素化制度	ダブル連結トラック	許可期間延長	選択
	☒	☒	☒	☒
	☒	☐	☒	☒
3	☐	☒	☒	☐
4	☒	☒	☐	☐

⑤ 許可期間延長制度を利用する車載器の項目に✓を入れ、利用制度の変更を選択

⑦ 許可期間制度の項目の背景が赤色に変わる

ETC2.0車載器 利用登録

No	車両番号	車載器管理番号	ASL-ID	ETC2.0簡素化制度	ダブル連結トラック	許可期間延長	選択
1				☒	☒	☒	☒
2				☒	☐	☒	☒
3				☐	☒	☒	☐
4				☒	☒	☐	☐

⑧ 利用登録メッセージの表示

ETC2.0車載器 利用登録

以下の車両番号、車載器管理番号、ASL-IDに関し利用制度を登録しました。

No	車両番号	車載器管理番号	ASL-ID	ETC2.0簡素化制度	ダブル連結トラック	許可期間延長	選択
1				☒	☒	☒	☒
2				☒	☐	☒	☒
3				☐	☒	☒	☐
4				☒	☒	☐	☐

3. 新たに許可を申請する車両に関する手続き

【②】許可期間が4年の申請書を作成

申請支援システム

申請データ作成

申請書作成状況

①
申請データ作成を選択

申請書提出

申請状況照会

ETC2.0簡素化制度利用登録

延長申請条件登録

申請・各種情報入力選択

申請情報を順次入力し、申請データを作成してください。

申請情報はいつでも変更が可能です。

申請の各情報を変更した場合は、再度申請データ作成を行ってください。

経路情報入力、申請経路情報の以下の入力方法を選択して経路情報入力ボタンを押下してください。

・デジタル地図：デジタル地図による経路入力

・交差点番号：交差点番号指定による経路入力

※以前デキスト入力した未収録道路については、道路情報の収録が拡大されたため、システム上に収録されている可能性があります。経路登録画面にて再度指定を試みて下さい。

申請番号：0016538401

申請書情報入力

積載貨物情報入力

③
申請書作成予約登録を行う

申請書作成予約登録

保存終了

申請書作成予約受付情報

下記の内容で申請書作成予約を受け付けました。

申請番号は、申請書ダウンロードの際に必要となりますので、保管しておいて下さい。

予約状況は、申請支援システムメニュー 申請書作成状況一覧画面で確認できます。

予約をキャンセルする場合は、「予約キャンセル」ボタンを押して下さい。

申請データは、「保存終了」ボタンより保存する事ができます。

全経路印刷は、「経路情報入力」画面で行えません。

一旦予約キャンセルを行うか、申請データ保存後、再度申請書作成を選択し、全経路印刷を行って下さい。

申請番号：0016538401

当申請データは、9番目に作成される予定です。

申請書入力(新規)

申請書情報を入力してください。

申請日 令和 1 年 9 月 9 日

通行開始日 令和 1 年 9 月 10 日 通行終了日 令和 5 年 9 月 9 日

②
通行期間を4年とする

申請者

法人区分等

会社名・氏名(漢字)

会社名・氏名(カナ)

代表者名(漢字)

代表者名(カナ)

郵便番号

住所(都道府県)

住所(市区町村)

株式会社

特車運輸

トクシャウン

特車 太郎

トクシャ タロウ

135 - 0001

住所自動設定

東京都

江東区東横丁

※ 住所は漢字で入力して下さい。

郵便番号自動設定

2年を超える期間(最大4年)の選択ができるようになります。(初期表示は2年)

3. 新たに許可を申請する車両に関する手続き

【③】許可期間が4年の申請が可能であることを確認

申請書作成状況一覧

申請書、申請データをダウンロードする場合は、それぞれ「ダウンロード」ボタンを押して下さい。
要再作成となっている場合、メッセージ内容を確認し、申請書を再度作成して下さい。
予約を取り消す場合は、「キャンセル」ボタンを押して下さい。
申請書の確認を行う場合は、申請データを一度ダウンロードし、「申請データの算定」ボタンを押して下さい。
申請データを国道事務所に提出する場合は、提出ボタンを押して下さい。

申請書・申請データの保存期間は35日です。作成完了から35日で削除されますので、提出後は「ダウンロード」ボタンでデータをダウンロードしてください。

申請番号	申請書作成予約 受付日時	作成状況	作成完了日時	メッセージ	操作	
0016539178	平成31年03月11日 18時18分	作成完了	平成31年03月11日 18時18分	ETC2.0の登録及び違反履歴の確認の結果、許可期間延長申請が可能です。 許可期間延長申請のため、「Gマーク認定書の写し」を添付してください。	申請書	ダウンロード
					申請データ	ダウンロード 提出
					算定結果	ダウンロード

[前画面へ戻る](#)[経路図作成状況一覧](#)[画面再読み込み](#)[申請データの算定](#)

このメッセージが出ていれば、許可期間4年（従来許可期間2年の場合）又は許可期間2年（従来許可期間1年の場合）での申請が可能です。

※画面キャプチャの取得および申請時の添付は不要になります。

3. 新たに許可を申請する車両に関する手続き

【④】申請書を提出する

特殊車両オンライン申請システム - 添付資料の指定画面 -

＜添付資料の指定 - 特殊車両通行許可申請 普通 新規＞

申請データ: 3001273_001 6538401.tks

訂正対象の到達番号:

別送用送付票:

閲覧

閲覧

閲覧

本申請の申請先道路管理者は以下のようになっています。

関東地方整備局長

本申請の申請窓口は以下のようになっています。

関東地方整備局

[申請に必要な書類について](#)

「自動車検査証の写し」、「一般旅客自動車運送事業の免許証の写し」

☒ 申請窓口へ郵送・FAXまたは持参する。

参照...

追加

< 戻る

次へ >

「Gマーク認定証の写し」を添付する

Gマーク認定証



4. その他

○一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する車両の期間延長につきましては、最大4年まで期間を延長することが可能です。

※ Gマーク認定証の代わりに一般旅客自動車運送事業の許可証の写しを添付が必要となります。また、申請者名は一般旅客自動車運送事業者の許可を受けた者と同じの名称で申請する必要があります。

○なお、一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する車両の期間延長の手続きが他の車両と異なるため、期間延長に関しては、道路管理者の窓口までお問い合わせください。